

綾部市子育て世帯住宅リフォーム支援事業

この事業は、「京都府子育ておうえん住宅支援事業費補助金」を活用し、京都府との協働で実施するものです。

1 補助の目的

子育て世帯の経済的負担の軽減および住環境の向上を図るため、子育てのための住宅リフォームを行う世帯に対し、令和8年4月1日から「綾部市子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内において補助を行います。

2 補助対象者(申請者)

綾部市に住所があり、次のすべてに該当する人が対象です。

※交付申請時に綾部市に住所のない人は、別途「転入に関する誓約書」の提出と年度内に転入することが条件となります。

- (1)子どもがおられる人(子育て世帯)。
- (2)市税、府税の滞納のない世帯に属している人
- (3)子どもの親権者の所得の合算額が550万円未満の人。
- (4)世帯の全員が、この補助金又は綾部市新婚生活支援事業補助金を受けていない人。

3 補助対象工事：子育ての負担軽減を目的に行う住宅リフォームで補助対象経費が20万円以上のもの

【リフォームの内容】

- ①リビングの増改築
- ②台所スペースの増改築
- ③浴室スペース（脱衣所含む）の増改築
- ④こども部屋の増改築

4 募集期間

令和8年度の募集期間は次のとおりです。ただし、募集期中においても、予算額に達した時点で募集を終了します。あらかじめご了承ください。

令和8年4月1日から令和8年11月30日まで



5 補助金の交付額

補助対象工事費の2分の1※千円未満の端数切捨

申請者の子どもの人数で**限度額**が変わります。(最大35万円)

1人：10万円、2人：20万円、3人以上：30万円

(三世代同居・三世代近居の場合は限度額を一律5万円加算します)

例①：1子・三世代同居近で対象経費が20万円の場合→15万円

例②：3子・三世代同居近で対象経費が20万円の場合→15万円

(限度額は3子30万円+加算5万円=35万円だが、対象経費が20万円なので、
20万円×1/2+5万円=15万円)

例③：3子・加算対象なしで対象経費が100万円の場合→30万円

※補助金は「補助金額」を確定した後、申請者の指定する口座に振り込みます。

※同一申請者に係る世帯について1回限り対象となります。

【この制度中の用語説明】

○「子ども」…18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方、妊娠中の子も含みます。

○「三世代同居」…親子、祖父母等が住所変更を行い、三世代が新たに同一の住宅に居住すること。

○「三世代近居」…親子又は祖父母の一方又は両方が住所変更を行い、次のいずれかに該当すること。

① 親子と祖父母が、それぞれの住宅の間の直線距離で2km以内の住宅に居住すること。

② 住所変更前において異なる市町村に居住する親子と祖父母が綾部市内に居住すること

※以前に三世代で同居・近居していた期間がある場合は加算の対象外です。

6 申請手続き

補助金の交付申請から交付(支払い)までの手続きの流れは次のとおりです。

注)必ず工事着工及び工事契約等各契約締結前に交付申請をしてください。

「1 交付申請」→「2 交付決定」→「3 工事着工」→「4 工事完了」
「5 実績報告」→「6 補助金額確定」→「7 請求」→「8 補助金交付」
※「3 工事着工」後、事情により必要な場合は変更申請をしてください。

7 問い合わせ先(申請先)

綾部市役所 子育て支援課

電 話：0773-42-4252 (直通)

E-mail：kosodateshien@city.ayabe.lg.jp

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

